

令和 6 年度

飛驒高山高校 定時制

生徒心得



岐阜県立飛驒高山高等学校定時制

【岡本キャンパス】〒506-0052 岐阜県高山市下岡本町 2000 番地 30
TEL・FAX <0577> 32-5738 (FAX は 13:10~21:30 迄)
ホームページアドレス <http://school.gifu-net.ed.jp/htakayama-hs/>
メールアドレス c27395te@gifu-net.ed.jp

【学校生活について】

1 日課

16:40～17:30	給食（17:20までに入室）
17:35～17:40	SHR
17:45～18:30	第1時限
18:35～19:20	第2時限
19:25～20:10	第3時限
20:15～21:00	第4時限
21:05～21:55	部活動

2 校内生活での注意事項

- (1) 制服は特に定めないが、服装は高校生活にふさわしいものとする。ただし、入学式、卒業式、各種表彰式には改まった服装（平服）とする。
- (2) 満20歳以上であっても学校の敷地内では禁煙とする。
- (3) 22時までに完全下校する。
- (4) 欠席・遅刻の場合は、事前に学校へ連絡をする。（原則として保護者から）
- (5) 授業中および集会等においては、携帯電話等の電源を切る。又は、マナーモードにする。

3 校外生活での注意事項

- (1) 生徒証を携帯し、紛失したときは直ちに再交付願いを提出する。
- (2) 部活動加入者は、夜間の活動に際しては常に「部員証」を携帯する。

4 通学での注意事項 原付・自動二輪・普通車の使用

- (1) 通学にあたって自転車を使用する場合は、夜間使用することも含め、交通安全に細心の注意をはらうこと。また、学校で行う自転車安全講習に参加し、自転車登録を行うこと。
- (2) 通学にあたって原付、自動二輪、普通車の使用を希望する場合には、審査の条件を満たした上で「原付、自動二輪、普通車通学願」を提出し、許可を受けること。なお、交通マナー・交通法規をよく守り、安全運転に細心の注意を払うこと。

5 給食時間と食堂でのマナー

- (1) 給食時間は、16時40分～17時30分とする。
- (2) 17時20分以降は食堂への入室ができない。
- (3) 食堂は公衆の場であるので、食事のマナーを相互に守ること。
- (4) スマートフォン等は使用しない。

6 その他

- (1) 高額なお金や貴重品を持ってこない。
- (2) SNS等への個人情報の掲載及び他人の誹謗中傷等はしない。

【学習について】

1 授業のルールとマナーについて

定時制の授業においては、次のルールとマナーをお互いに守ること。

授業のルールとマナー（教員）	授業のルールとマナー（生徒）
1 授業プリントを丁寧(ていねい)に作成します。	1 授業中は、学習に集中します。
2 分かりやすい説明を心がけます。	2 教科書、授業ファイルなど授業前に準備します。
3 時間を守ります。	3 授業の妨(さまた)げになる私語はしません。
4 一時間の授業の目的、流れを最初に伝えます。	4 携帯電話は使用しません。
5 「大切なところ」は特に分かりやすく伝えます。	5 授業を休む場合には、前もって先生に伝えます。
6 指示は、分かりやすくします。	6 まわりの人の迷惑になることはしません。

2 欠課（授業の欠席）および出席等の取り扱いについて

(1) 授業時間の1/2以上の遅刻・中抜け・早退等をした場合欠課とする。

(2) 休学期間中は「欠席」として扱う。

(3) 次の場合は「出席停止」として扱う。

- ・非常変災による欠席
- ・入学試験や就職試験受験のための欠席
- ・学校感染症（インフルエンザ等）での欠席

(4) 次の場合は「出席認定（公欠）」として扱う。

- ・部活動等の大会のための欠席
- ・文化的行事への参加のための欠席

(5) 忌引き日数については次のように定める。

- ・父母 7日、（曾）祖父母 3日、兄弟姉妹 3日、伯叔父母 1日 同居親族1日
- ・なお、葬儀のため遠隔地に赴く必要がある場合、往復の日数を加算することができる。

3 表彰について

皆勤賞、精勤賞を次のように定め、年度末（3月）に表彰する。

(1) 欠席0日、欠課等3時間以内の生徒を皆勤とする。

(2) 欠席3日以内、欠課等12時間以内の生徒を精勤とする。

4 単位の認定について

単位の認定は年度末（3月）に行い、学期ごとの定期考査、課題の提出状況や小テスト、出席状況や学習態度等を総合的に判断する。

次の場合には、各科目の単位は原則として認められない。

(1) 欠課時数がその授業の年間法定時数の1/4以上になった場合

(2) 各科目の学習目標に到達しない場合

5 追試験

定期考査を受験できなかった生徒は、本人、保護者（成人は不要）からの願い出により追試験を受けることができる。追試験の結果については、次のように定める。

- (1) 忌引き又は出席停止、出席認定が認められた場合には、成績の換算は100%とする。
- (2) 病気等やむを得ない理由での欠席の場合には、成績の換算は80%とする。なお、原則として病気等を証明する書類（病院のレシート等）の提出を求める。
- (3) 自己都合での欠席については定期考査の成績は0点とし、追試験の結果を参考点とする。

6 非常変災時（警報発表時等）における対応

- (1) 気象警報が午後1時の段階で発表されている場合は、臨時休校とする。
- (2) 気象警報が午後1時以降から始業前までに発表された場合は、臨時休校とする。
- (3) 気象警報が午後1時以降に発表される可能性がある場合は、その対応について緊急メールで連絡する。（詳細については、学校ホームページ）

7 その他

- (1) 高等学校卒業認定試験（文部科学省が実施）に合格した場合、科目の単位認定とすることができる。なお、定時制での学習科目の中で、単位修得ができなかった場合についてのみ補うことが可能である。
- (2) 本校通信制課程との併修（定通併修）によって、3年間で卒業することができる。
- (3) 年間90日以上就労（アルバイトも含める）実績のある生徒は、教科書代金と給食費に対する補助金を申請することができる。

育友会慶弔規定

区分	保護者	生徒
死亡	香典 ・育友会名：5,000円	香典 ・育友会名：10,000円
災害	お見舞い ・別途協議する。（最高10,000円）	